

船舶事故調査報告書

令和4年3月16日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	令和3年8月8日 07時30分ごろ
発生場所	三重県南伊勢町神前浦の砂浜付近（神前湾） 吉津灯台から真方位176°1,440m付近 （概位 北緯34°15.6′ 東経136°30.5′）
事故の概要	プレジャーボート鉄生丸は、西進中、船尾方から波を受けて浸水し、転覆した。 鉄生丸は、船外機に濡損を生じた。
事故調査の経過	令和3年8月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 鉄生丸、0.4トン 243-41965三重、個人所有 5.60m (Lr) × 1.42m × 0.54m、FRP ガソリン機関、29.4kW、不詳
乗組員等に関する情報	船長 47歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 令和2年10月8日 免許証交付日 令和2年10月8日 （令和7年10月7日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2～3、視界 良好 海象：うねり 波高約0.3～0.4m、潮汐 下げ潮の中央期 南伊勢町には、8月7日04時15分に波浪注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人（以下「同乗者」という。）1人を乗せ、令和3年8月8日05時00分ごろ南伊勢町吉津港内の係留場所を出航し、弁天島南方沖約200～300mの海域で両人が釣りをを行いながら漂泊していたところ、船長が便意を催したので同島南西方の対岸の砂浜（以下「本件砂浜」という。）に上陸することとし、07時26～27分ごろ同海域を出発した。（写真1参照）



(船長提供)

写真1 本船

船長は、船尾部で船外機を操作して操船し、同乗者を中央部に座らせて約10～15km/hの対地速力で本件砂浜東方沖を西進中、本件砂浜沖に少し白波が立っていることを認めたが、上陸するのに差し支えないと思って航行を続けた。

船長は、本船を本件砂浜に乗り揚げさせて上陸するつもりで、本件砂浜から約7～8mの距離まで接近したところで船外機を停止してチルトアップし、行きあしにより前進したところ、船尾方から波を受けて船尾部が持ち上げられるように前方に押され、本船の船首部が本件砂浜に乗り揚がった。

船長及び同乗者は、身体のバランスを崩し、続く引き波で本船が後方に引き寄せられた際、船体が動揺して落水した。

本船は、次の波が船内に打ち込んで浸水し、07時30分ごろ打ち寄せる波と引き波で動揺して転覆した。

船長及び同乗者は、本件砂浜に泳いで上陸し、本船が波打ち際に流されてきたときに波を利用して復原させ、船首部に係止したロープを引いて本件砂浜に引き上げ、海面に散乱した漁具や燃料タンク等を回収した後、同乗者が友人に電話して海上保安庁への救助要請を依頼した。

船長及び同乗者は、10時00分ごろ海上保安官が同乗した地元漁船に救助されて吉津港の岸壁に搬送され、海上保安官等に事情を説明した後、同漁船で本事故現場に戻って本船を引き出し、えい航された本船とともに係留場所に帰航した。

(付図1 事故発生経過概略図 参照)

その他の事項

本船は、喫水が船首約20cm、船尾約60cmで、乾舷(海面から舷縁までの高さ)が船首約30～40cm、船尾約20～30cmであった。

船長は、本事故時まで本船を砂浜に乗り揚げさせる上陸方法を行ったことはなく、本事故当時、船外機を停止してチルトアップする時機を計ろうと前方に注意を向けていて、船尾方から波が接近しているこ

	<p>とに気付いていなかった。</p> <p>船長は、出航前、天気予報電話サービス（１７７番）やスマートフォンの天気予報アプリ等で気象情報を確認し、出航するのに差し支えない風や波であることを確認していたが、南伊勢町に波浪注意報が発表されていることに気付かなかった。</p> <p>本事故当時、船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、南伊勢町に波浪注意報が発表され、神前浦の本件砂浜沖に白波が立っている状況下、本件砂浜東方沖から本件砂浜に向けて西進中、船長が、本件砂浜に船体を乗り揚げさせて上陸する目的で、船外機を停止してチルトアップする時機を計ろうと前方を注意しながら航行したことから、船尾方から接近する波に気付かず、同波を受けて船長及び同乗者が落水した後、波が打ち込んで転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、出航前、天気予報電話サービス（１７７番）やスマートフォンの天気予報アプリ等で気象情報を確認していたが、南伊勢町に波浪注意報が発表されていることに気付かなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、南伊勢町に波浪注意報が発表され、神前浦の本件砂浜沖に白波が立っている状況下、本船が、本件砂浜東方沖から本件砂浜に向けて西進中、船長が、本件砂浜に船体を乗り揚げさせて上陸する目的で、船外機を停止してチルトアップする時機を計ろうと前方を注意しながら航行したため、船尾方から接近する波に気付かず、同波を受けて船長及び同乗者が落水した後、波が打ち込んで転覆したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、砂浜への上陸を試みる場合、周囲の波の状況を確認し、うねりや白波が生じている場合には無理な上陸は控えること。 ・ 船長は、出港前に気象庁が提供する気象情報、警報・注意報等を注意深く確認し、適切に入手して把握した上、出航すること。

付図1 事故発生経過概略図

